

旭川市地域防災計画の修正概要

計画修正の趣旨

災害対策基本法の改正（令和3年5月）、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた北海道地域防災計画（令和3年11月）の改正等を踏まえ、所要の修正を行う。

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- (1) 災害のおそれがある段階での避難対策（全般）
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ⇒ 「災害時」と定義

2 北海道地域防災計画の修正を踏まえた修正

- (1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
(総-4, 震-26, 震-28, 風-18)
- (2) 地区防災計画と個別避難計画の整合
(総-4, 震-28)
- (3) 安全な親戚・知人宅, ホテル・旅館等への避難
(震-72, 震-75, 風-58)

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- (1) 自宅療養者等に対する避難に関する情報の提供
(震-18)
- (2) 避難が必要な住民等への避難情報の発令
(震-72)
- (3) 避難者の過密抑制を考慮した避難所運営
(震-78)

4 その他

- (1) 放課後児童クラブについても、要配慮者利用施設として位置付け
(震-29, 風-19)
- (2) 上下水道施設の浸水対策を追加
(風-2)
- (3) 機構改革等に伴う修正（全般）
- (4) 資料編の更新（協定等の追加）